

宮崎市動物との共生に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 動物の適正な取扱い（第7条—第12条）

第3章 雑則（第13条—第15条）

第4章 罰則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、動物福祉の向上を図り、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人及び動物が共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物 愛玩目的又は伴侶として自宅等で飼養（保管を含む。以下同じ。）されている動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物を除く。）をいう。
- （2） 自宅等 飼い主の自宅又は飼い主が正当な権原に基づき動物を飼養することができる場所をいう。
- （3） 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- （4） 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者又は市内を通過する者をいう。
- （5） 地域猫活動 飼い主のいない猫に対し、地域住民の理解及び協力の下に、不妊去勢手術（生殖を不能とする手術をいう。以下同じ。）を実施し、又は実施を予定した上で、適切な給餌（給水を含む。以下同じ。）及びふん尿の処理を行い、その猫の管理を行うことをいう。
- （6） 同行避難 災害の発生時に、飼い主が飼養している動物を同行し、避難所等まで避難することをいう。

(飼い主の責務)

第3条 飼い主は、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、動物との触れ合いに際して、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、動物の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発を行うものとする。

2 市は、動物の愛護に関する広報活動の充実並びに児童及び生徒に対する学習の機会の提供を図るものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

(相互の協力)

第6条 飼い主、市民等及び市は、この条例の目的を達成するため、相互に、その責務を理解し、協力するものとする。

第2章 動物の適正な取扱い

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅等において排せつさせるよう努めること。
- (2) 動物を公共の場所に同伴しようとするときは、当該動物が排せつしたふんを回収し、尿を洗浄するための用具を携帯すること。
- (3) 動物が自宅等以外の場所で排せつしたときは、直ちに、ふんについてはその回収を、尿についてはその洗浄を行うこと。

2 犬又は猫の所有者は、マイクロチップ、首輪、名札その他の方法により当該犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めなければならない。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

2 猫の所有者は、所有する猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じるよう努めなければならない。

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)

第9条 犬又は猫（生後91日未満のものを除く。以下この項において同じ。）の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者その他別に定める者を除く。以下この条において同じ。）は、一の自宅等において、飼養する犬及び猫の合計数が10以上となったときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 飼い主の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 犬又は猫を飼養する自宅等の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした飼い主は、同項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地域猫活動に関する取組)

第10条 地域猫活動を行う団体（以下「地域猫活動団体」という。）は、地域猫活動を行おうとするときは、地域住民に対し、その活動について説明するように努めるものとする。

2 地域住民は、地域猫活動団体と連携しながら、地域猫活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、地域猫活動について普及啓発を図るとともに、地域猫活動団体（市長が別に定める要件に該当するものに限る。）が行う不妊去勢手術に関する取組に対し支援を行うものとする。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

第11条 飼い主のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行わなければならない。

(災害への対応)

第12条 市及び市民等は、災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の保護に努めるものとする。

2 飼い主は、災害時に備えて、日頃から動物の避難用品及び餌の備蓄並びに動物病院その他動物を避難させる場所の把握に努めるものとする。

- 3 飼い主は、災害時の避難に備えて、日頃から動物のしつけや健康管理等を適切に行うよう努めるものとする。
- 4 飼い主は、避難所等において、当該避難所等における遵守事項を遵守し、他の避難住民への配慮に努めるものとする。
- 5 市は、同行避難に備え、あらかじめ受入れ可能な避難所を明確にするとともに、当該施設における適切な避難場所の確保に努めるものとする。

第3章 雑則

(勧告及び命令)

第13条 市長は、第7条第3号及び第11条の規定に違反していると認める者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命じることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に自宅等その他関係のある場所に立ち入らせ、動物の飼養又は飼い主のいない猫に対する給餌の状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 罰則

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第17条 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年10月31日までの間、第9条第1項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和4年12月1日まで」とする。